○国土交通省令第十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令

法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（統計法施行令別表第二の十三の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十三の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。 （調査事項等） **第七条**　法人土地・建物基本調査は、調査票により、国土交通省調査法人のうち資本金、出資金又は基金の額が一億円以上の会社にあっては次の各号に掲げる事項を、当該会社以外の国土交通省調査法人及び都道府県調査法人にあっては第一号から第五号までに掲げる事項を調査する。 一　法人に関する事項 イ　名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） ロ～ト　（略） 二　所有する土地及び建物の有無に関する事項 イ　所有する土地及び建物の有無 ロ　本所、本社又は本店の敷地の所有者 三　所有する土地に関する事項 イ　宅地など（第五号に規定する土地を除く。）に関する事項 (1)～(3)　（略） (4)　貸付けの有無 (5)　取得時期及び今後の保有等の予定 (6)～(8)　（略） ロ　（略） （削る）	（統計法施行令別表第二の十四の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十四の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。 （調査事項等） **第七条**　法人土地・建物基本調査は、調査票により、国土交通省調査法人のうち資本金、出資金又は基金の額が一億円以上の会社にあっては次に掲げる事項を、当該会社以外の国土交通省調査法人及び都道府県調査法人にあっては第一号から第五号までに掲げる事項を調査する。 一　法人に関する事項 イ　名称 ロ～ト　（略） 二　所有する土地の有無に関する事項 イ　所有する土地の有無 ロ　本所・本社又は本店の敷地の所有者 三　所有する土地に関する事項 イ　宅地など（ハに規定する土地を除く。）に関する事項 (1)～(3)　（略） (4)　取得時期 (5)　貸与の有無 (6)～(8)　（略） ロ　（略） ハ　電気業における送配電施設用地、変電施設用地及び発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、固定電気通信業及び移動電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地（送信所又は中継所の用に供される土地に限る。）並びに鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地及び鉄道林用地並びに道路用地（未供用のものを含む。）に関する事項 (1)　所在地 (2)　用途